

指 導 検 査 基 準（ 指 定 同 行 援 護 ）

○根拠法令

「支援法」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）

「都条例155」＝東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）

「都規則175」＝東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第175号）

「障発1206001通知」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）

「平18厚労告523」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）

「平18厚労告548」＝厚生労働大臣が定める者（平成18年9月29日厚生労働省告示第548号）

「平18厚労告543」＝厚生労働大臣が定める基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第543号）

「障発1031001通知」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
第1 基本方針	<p>(1) 指定同行援護事業者は、利用者又は当該利用者である障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は利用者である障害児の保護者の立場に立った指定同行援護の提供に努めているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定同行援護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じ、外出時において、当該利用者に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。</p>	<p>都条例155 第3条第2項</p> <p>都条例155 第3条第3項 令和8年4月30日付8福 祉障施第299号 「施設・事業所にお ける虐待防止体制の 整備の徹底につい て」（通知）</p> <p>都条例155 第4条第3項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
第2 人員に関する基準		支援法第43条第1項	
1 従業者の員数	<p>指定同行援護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で、2.5以上となっているか。また、従業者は資格及び実務経験を有しているか。</p> <p>*常勤換算方法 (従業者の勤務延べ時間数) ÷ (事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数 (一週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする))</p>	都条例155第7条 準用(第5条) 都規則175第4条 準用(第3条第1項第1号)	
2 サービス提供責任者	<p>(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定同行援護の職務に従事するもののうち事業の規模(当該指定同行援護事業者が居宅介護、重度訪問介護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定同行援護の事業と居宅介護、重度訪問介護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模をいう。)に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としているか。(この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。)</p> <p>(2) (1)の事業の規模は、前3月の平均値としているか。 (ただし、新規に指定同行援護事業者の指定を受ける場合は、(1)の規模は推定数によるものとする。)</p> <p>(3) 資格を有しているか。 ア 介護福祉士 イ 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第2号の指定を受けた学校又は養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修を修了した者(以下、「実務者研修修了者」という。) ウ 介護職員基礎研修修了者 エ 居宅介護従業者養成研修(改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号。))第2号に規定する1級課程)を修了した者 オ 居宅介護職員初任者研修(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号。))第3号に規定する居宅介護の提供に当たる従業者に係る研修)の課程を修了したものであつて3年以上介護等の業務に従事した者 カ 介護保険法上の指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当するもの キ 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者(相当する研修課程修了者を含む。) ク 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者</p>	<p>都条例155第7条 準用(第5条) 第4条 準用(第3条第1項第2項)</p> <p>都規則175第4条 準用(第3条第2項)</p> <p>障発1206001通知 第三1(6)②</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
3 管理者	<p>指定同行援護事業者は、各指定同行援護事業所において、専ら当該指定同行援護事業者の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p>(ただし、指定同行援護事業所ごとに管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定同行援護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。)</p> <p>他の職務との兼務は適切か。</p>	<p>都条例155 第7条 準用(第6条)</p>	
第3 設備に関する基準 設備及び備品等	<p>指定同行援護事業所には、指定同行援護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定同行援護の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。</p> <p>(1) 専用の事務室を設けているか。他の事業と同一の事務室である場合は、事業を行うための区画が明確に特定されているか。</p> <p>(2) 利用申込みの受付、相談等のスペースを確保しているか。</p> <p>(3) 必要な設備及び備品等を確保しているか。 (特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。)</p>	<p>支援法第43条 第2項</p> <p>都条例155 第8条第2項 準用(第8条第1項) 障発1206001通知 第三の2(5) 準用(第三の2(1) ~(4))</p>	
第4 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び同意	<p>(1) 指定同行援護事業者は、支給決定障害者等が指定同行援護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定同行援護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p>	<p>支援法第43条 第2項</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第13条第1項)</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
2 契約支給量の報告等	<p>(2) 指定同行援護事業者が社会福祉事業の経営者である場合は、利用者との間で当該指定同行援護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>イ 当該事業の経営者が提供する指定同行援護の内容</p> <p>ウ 当該指定同行援護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>エ 指定同行援護の提供開始年月日</p> <p>オ 指定同行援護に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面をその利用者に対し、交付しているか。</p> <p>指定同行援護事業者は、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、当該利用者の承諾を得ているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第13条第2項) 社会福祉法 第77条第1項 社会福祉法施行規則 第16条第2項 障発1206001通知 第三3(34) 準用(第三3(1))</p>	
	<p>(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護の提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、当該指定同行援護の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定同行援護の提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項（受給者証記載事項）を記載しているか。</p> <p>また、当該契約に係る指定同行援護の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定同行援護の量を記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定同行援護事業者は、指定同行援護の利用に係る契約を締結したときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定同行援護事業者は、利用に係る変更をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第14条第1項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三3(2)①)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第14条第2項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第14条第3項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第14条第4項)</p>	
3 提供拒否の禁止	<p>指定同行援護事業者は、正当な理由がなく指定同行援護の提供を拒んでいないか。</p> <p>特に障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>なお、正当な理由がある場合とは</p> <p>(1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合</p> <p>(2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業実施地域外である場合</p> <p>(3) 当該事業者の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定同行援護を提供することが困難な場合</p> <p>(4) 入院治療が必要な場合をいう。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第15条) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(3))</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
4 連絡調整に対する協力	指定同行援護事業者は、指定同行援護の利用について区市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第16条) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用第三の3(4)	
5 サービス提供困難時の対応	指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定同行援護を提供することが困難であると認める場合は、他の指定同行援護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第17条)	
6 受給資格の確認	指定同行援護事業者は、指定同行援護の提供の開始に際し、支給決定障害者等の提示する受給者証によって、支給決定の有無及び有効期間、支給量等を確認しているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第18条)	
7 介護給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定同行援護事業者は、介護給付費の支給の申請をしていないことにより支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定同行援護事業者は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給の申請について、必要な援助を行っているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第19条第1項) 都条例155 第43条第2項 準用(第19条第2項)	
8 心身の状況等の把握	指定同行援護事業者は、指定同行援護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第20条)	
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護の提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。 (2) 指定同行援護事業者は、指定同行援護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第21条第1項) 都条例155 第43条第2項 準用(第21条第2項)	
10 身分を証する書類の携行	指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所の従業者に身分を証する書類(証書や名札等)を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 証書等に当該指定同行援護事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。	都条例155 第43条第2項 準用(第22条) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(8))	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護を提供した際は、当該指定同行援護の提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、サービスの提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、(1)の規定による記録に際し、支給決定障害者等から指定同行援護の提供を受けたことについて確認を受けているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第23条第1項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(9)①)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第23条第2項)</p>	
12 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定同行援護事業者が指定同行援護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を直接向上させるものであって、かつ当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるもの場合に限られているか。 13の(1)から(3)に規定する額の他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。(ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p> <p>※指定同行援護事業者は、利用者の便益を直接向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。 ア 指定同行援護のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。 イ 利用者等に求める金額、その用途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第24条第1項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(10))</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第24条第2項)</p>	
13 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定同行援護事業者は、法定代理受領を行う指定同行援護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定同行援護に係る利用者負担額として、支援法29条第3項第2号に規定する政令で定める額(政令で定める額よりも、サービス提供に要した費用の1割相当額の方が低い場合は、1割相当額)の支払を受けているか。 また、支援法第31条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、区市町村が定める額を利用者負担額としているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、法定代理受領を行わない指定同行援護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定同行援護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第25条第1項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(11)①)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第25条第2項)</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
	(3) 指定同行援護事業者は、(1)及び(2)において支給決定障害者等から支払を受ける額のほか、当該支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定同行援護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払いを支給決定障害者等から受けているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第25条第3項)	
	(4) 指定同行援護事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第25条第4項)	
	(5) 指定同行援護事業者は、(3)の交通費に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び交通費について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第25条第5項)	
14 利用者負担額に係る管理	<p>指定同行援護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定同行援護事業者が提供する指定同行援護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定同行援護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定同行援護及び他の指定障害福祉サービス等につき支援法第29条第3項(支援法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(利用者負担額合計額)を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定同行援護事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	都条例155 第43条第2項 準用(第26条)	
15 介護給付費等の額に係る通知等	<p>(1) 指定同行援護事業者は、法定代理受領により区市町村から指定同行援護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、法定代理受領を行わない指定同行援護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定同行援護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第27条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第27条第2項)</p>	
16 指定同行援護の基本取扱方針	<p>(1) 指定同行援護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、提供された指定同行援護については、目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、同行援護計画の見直しを行うなど、その改善を図っているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第28条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第28条第2項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3 (14))</p>	
17 指定同行援護の具体的取扱方針	指定同行援護事業所の従業者が提供する指定同行援護の方針は次に掲げるところとなっているか。		

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
18 同行援護計画の作成	(1) 指定同行援護の提供に当たっては、同行援護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第29条第1号)	
	(2) 指定同行援護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、指定同行援護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第29条第1号)	
	(3) 指定同行援護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第29条第2号)	
	(4) 指定同行援護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定同行援護の提供を行っているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第29条第3号)	
	(5) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第29条第4号)	
	(1) サービス提供責任者は、利用者又は当該利用者である障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的な指定同行援護の内容等を記載した同行援護計画を作成しているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第10条第2項)	
	(2) サービス提供責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定同行援護事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含め、同行援護計画の原案を作成し、同行援護計画に基づく支援を実施しているか。	障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3 (16))	
	(3) サービス提供責任者は、同行援護計画の目標や内容等について、利用者及びその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っているか。	障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(16) ①)	
	(4) 同行援護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、同行援護の提供によって解決すべき課題を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしているか。	障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(16) ②)	
	(5) サービス提供責任者は、同行援護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者にその内容を説明するとともに、当該同行援護計画を遅滞なく交付しているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第10条第3項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(16) ③)	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(6) サービス提供責任者は、同行援護計画作成後においても、当該同行援護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該同行援護計画の変更を行っているか。 また、サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが同行援護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行っているか。</p> <p>(7) 同行援護計画に変更のあった場合、(1)及び(5)に準じて取り扱っているか。</p> <p>(8) サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、当該利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるように努めているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第10条第4項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(16) ④)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第10条第4項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第10条第5項)</p>	
19 同居家族に対するサービス提供の禁止	指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所の従業者に、利用者が当該従業者の同居の家族である場合、当該利用者に対する同行援護の提供をさせてはならないか。	都条例155 第43条第2項 準用(第31条)	
20 緊急時等の対応	指定同行援護事業所の従業者は、現に指定同行援護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第32条) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3 (17))	
22 管理者及びサービス提供責任者の責務	<p>(1) 指定同行援護事業所の管理者は、当該指定同行援護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業所の管理者は、当該指定同行援護事業所の従業者に、都条例155(指定障害福祉サービス条例)第2章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>(3) サービス提供責任者は、18に規定する業務のほか、指定同行援護事業所に対する指定同行援護の利用申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行っているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第9条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第9条第2項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第10条第1項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
23 運営規程	<p>指定同行援護事業者は、各指定同行援護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定同行援護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 (8) 虐待の防止のための措置に関する事項 (9) その他事業の運営に関する重要事項</p>	都条例155 第43条第2項 準用(第11条)	
24 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定同行援護事業者は、利用者に対し、適切な指定同行援護を提供できるよう、各指定同行援護事業所において、当該指定同行援護事業所の従業者の勤務体制を定めているか。 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、各指定同行援護事業所において、当該指定同行援護事業所の従業者によって指定同行援護を提供しているか。 指定同行援護事業所の従業者は雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者であるか。</p> <p>(3) 指定同行援護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 研修機関が実施する研修や当該指定同行援護事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(4) 指定同行援護事業者は、適切な指定同行援護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第12条第1項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(22) ①)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第12条第2項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(22) ②)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第12条第3項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(22) ③)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第12条第4項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
24の2 業務継続計画の策定等	<p>(1) 指定同行援護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定同行援護の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行っているか。</p> <p>(3) 指定同行援護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用（第12条の2第1項）</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第12条の2第2項）</p> <p>都条例155 第42条第2項 準用（第13条の2第3項）</p>	
25 衛生管理等	<p>(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所の従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p> <p>(3) 指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所における感染症の発生又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催すること。 なお、委員会はテレビ装置等を活用して行うことができるものとする。 また、その結果について、従業者に十分に周知すること。</p> <p>イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を実施すること。 また、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行っていること。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用（第34条第1項）</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第34条第2項） 障発1206001通知 第三の3(34) 準用（第三の3(24)）</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第34条第3項）</p>	
26 掲示	<p>指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示等（備え付けによる閲覧も可）しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用（第35条）</p>	
27 秘密保持等	<p>(1) 管理者及び指定同行援護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用（第36条第1項）</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
28 情報の提供等	<p>(2) 指定同行援護事業者は、管理者及び従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定同行援護事業者は、他の指定同行援護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p> <p>(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定同行援護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第36条第2項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第36条第3項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第37条第1項)</p>	
29 利益供与等の禁止	<p>(2) 指定同行援護事業者は、当該指定同行援護事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p> <p>(1) 指定同行援護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う、他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定同行援護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う、他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第37条第2項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第38条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第38条第2項)</p>	
30 苦情解決	<p>(1) 指定同行援護事業者は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等について記録しているか。</p> <p>(3) 指定同行援護事業者は、その提供した指定同行援護に関し、支援法第10条第1項の規定により区市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定同行援護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定同行援護事業者は、その提供した指定同行援護に関し、支援法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定同行援護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力し、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定同行援護事業者は、その提供した指定同行援護に関し、支援法第48条第1項の規定により都道府県知事又は区市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定同行援護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は区市町村長が行う調査に協力し、都道府県知事又は区市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第39条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第39条第2項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第39条第3項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第39条第4項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第39条第5項)</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
31 事故発生時の対応	<p>(6) 指定同行援護事業者は、都道府県知事、区市町村又は区市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、区市町村又は区市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定同行援護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しているか。</p> <p>(1) 指定同行援護事業者は、利用者に対する指定同行援護の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。 ア 死亡事故（誤嚥によるもの等） イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く） ウ（イ以外の）医療機関での治療を要する負傷や疫病を伴う事故 エ 薬の誤与薬（誤与薬後、利用者の様子に変化がある場合は要報告） オ 無断外出 カ 感染症の集団感染 キ 送迎中の事故及び送迎車両の車内への利用者の置き去り事故 ク 事件性のあるもの（職員による暴力事件等） ケ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの コ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故等、個人情報の流出等） サ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等） シ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、利用者に対する指定同行援護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用（第39条第3～5項）</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第39条第6項）</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第40条第1項） 障発1206001通知 第三の3(34) 準用（第三の3(30)） 令和8年4月30日付8福祉障施第298号「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について」（通知）</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第40条第2項）</p>	
32 身体的拘束等の禁止	<p>(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>都条例155 第43条2項 準用（第35条の2第1項）</p> <p>都条例155 第43条2項 準用（第35条の2第2項）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(3) 指定同行援護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的開催すること。なお、委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 また、その結果について、従業者に十分に周知すること。</p> <p>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>	<p>都条例155 第43条2項 準用（第35条の2第3項） 規則175第4条の3</p>	
33 虐待等の禁止	<p>指定同行援護事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催すること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</p> <p>イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>ウ ア及びイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>都条例155 第43条2項 準用（第40条の2） 規則175第4条の4 令和8年4月30日付8福祉障施第299号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について」（通知）</p>	
34 会計の区分	<p>指定同行援護事業者は、各指定同行援護事業所において経理を区分するとともに、指定同行援護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用（第41条）</p>	
35 記録の整備	<p>(1) 指定同行援護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、利用者に対する指定同行援護の提供に関する記録を整備し、少なくとも次に掲げる記録をその完了の日から5年間保存しているか。</p> <p>ア 11に規定する指定同行援護の提供に係る記録</p> <p>イ 18に規定する同行援護計画</p> <p>ウ 30に規定する苦情の内容等に係る記録</p> <p>エ 21に規定する区市町村への通知に係る記録</p> <p>オ 32に規定する身体的拘束等の記録</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用（第42条第1項）</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第42条第2項）</p>	
36 その他	<p>(1) 送迎バス等一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所)ごとに、安全運転管理者の選任等を行っているか。</p>	<p>道路交通法第74条の3 道路交通法施行規則第9条の9, 10</p>	
第5 届出等			

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
1 変更の届出	<p>指定同行援護事業者は、支援法施行規則第34条の23第1項第1号に掲げる事項（支援法施行規則第34条の7第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第5号から第7号までに掲げる事項）に変更があったときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>※ 指定同行援護事業者が変更の届出を要する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地 2 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 3 申請者の登記事項証明書又は条例等 4 事業所の平面図 5 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 6 運営規程 7 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項 	支援法第46条第1項 支援法施行規則第34条の23第1項第1号 支援法施行規則第34条の7第1項	
2 業務管理体制の整備	<p>(1) 指定同行援護事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法又は支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所及び施設の数が1以上20未満の指定事業者等 （ア）法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所及び施設の数20以上100未満の指定事業者等 （ア）法令遵守責任者を選任しているか。 （イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所及び施設の数100以上の指定事業者等 （ア）法令遵守責任者の選任をしているか。 （イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 （ウ）業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、都知事に対し、遅滞無く業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。（指定事業所若しくは施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等を除く。） また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 指定事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所及び施設の数20以上の指定事業者等に限る。）</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所及び施設の数100以上の指定事業者等に限る。）</p> <p>また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	支援法第42条第3項 支援法第51条の2第1項 支援法規則第34条の27	支援法第51条の2第2項 支援法規則第34条の28

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
第6 介護給付費の算定 及び取扱い 1 基本事項	指定同行援護事業者は、介護給付費等の請求等に関して、福祉サービスの提供実績、各種加算事項等に基づき、正しく請求しているか。	支援法第29条第3項 平18厚労告523 平18厚労告539 障発1031001通知 平18厚労告548 平18厚労告546 平18厚労告543	

指 導 検 査 基 準（ 指 定 行 動 援 護 ）

○根拠法令

「支援法」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）

「都条例155」＝東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）

「都規則175」＝東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第175号）

「障発1206001通知」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）

「平18厚労告523」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）

「平18厚労告548」＝厚生労働大臣が定める者（平成18年9月29日厚生労働省告示第548号）

「平18厚労告543」＝厚生労働大臣が定める基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第543号）

「障発1031001通知」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
第1 基本方針	<p>(1) 指定行動援護事業者は、利用者又は当該利用者である障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は利用者である障害児の保護者の立場に立った指定行動援護の提供に努めているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定行動援護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じ、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。</p>	<p>都条例155 第3条第2項</p> <p>都条例155 第3条第3項 令和8年4月30日付8福祉障施第299号 「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について」（通知）</p> <p>都条例155 第4条第4項</p>	
第2 人員に関する基準		支援法第43条第1項	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
1 従業者の員数	<p>指定行動援護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で、2.5以上となっているか。 また、従業者は資格及び実務経験を有しているか。 *常勤換算方法 (従業者の勤務延べ時間数) ÷ (事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数 (一週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする))</p>	都条例155第7条 準用(第5条) 都規則175 第4条 準用(第3条第1項第1号)	
2 サービス提供責任者	<p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定行動援護の職務に従事するものうち事業の規模(当該指定行動援護事業者が居宅介護、重度訪問介護、又は同行援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定行動援護の事業と居宅介護、重度訪問介護又は同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模をいう。)に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としているか。(この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。)</p> <p>(2) (1)の事業の規模は、前3月の平均値としているか。 (ただし、新規に指定行動援護事業者の指定を受ける場合は、(1)の規模は推定数によるものとする。)</p> <p>(3) 資格を有しているか。 ア 介護福祉士 イ 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第2号の指定を受けた学校又は養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修を修了した者(以下、「実務者研修修了者」という。) ウ 介護職員基礎研修修了者 エ 居宅介護従業者養成研修(改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号。))第2号に規定する1級課程)を修了した者 オ 居宅介護職員初任者研修(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号。))第3号に規定する居宅介護の提供に当たる従業者に係る研修)の課程を修了したものであって、3年以上介護等の業務に従事した者 カ 介護保険法上の指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当するもの キ 行動援護従事者養成研修修了者 ク 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)修了者</p> <p>※アからカに関しては、令和9年3月31日までの間に限り、令和3年3月31日において、直接業務に5年以上従事した経験を有するもの。キ又はクに関しては、知的障害者(児)又は精神障害者の直接業務に3年以上の従事経験を有するもの。</p>	都条例155 第7条 準用(第5条) 都規則175 第4条 準用(第3条第1項第2号)	都規則175 第4条 準用(第3条第2項) 障発1206001通知 第三1(7)②
3 管理者	<p>指定行動援護事業者は、各指定行動援護事業所において、専ら当該指定行動援護事業者の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 (ただし、指定行動援護事業所ごとに管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定行動援護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。) 他の職務との兼務は適切か。</p>	都条例155 第7条 準用(第6条)	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
第3 設備に関する基準 設備及び備品等	<p>指定行動援護事業所には、指定行動援護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定行動援護の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。</p> <p>(1) 専用の事務室を設けているか。他の事業と同一の事務室である場合は、事業を行うための区画が明確に特定されているか。</p> <p>(2) 利用申込みの受付、相談等のスペースを確保しているか。</p> <p>(3) 必要な設備及び備品等を確保しているか。 (特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。)</p>	支援法第43条第2項 都条例155第8条第2項 準用(第8条第1項) 障発1206001通知第三の2(5) 準用(第三の2(1)～(4))	
第4 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び同意 2 契約支給量の報告等	<p>(1) 指定行動援護事業者は、支給決定障害者等が指定行動援護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定行動援護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者が社会福祉事業の経営者である場合は、利用者との間で当該指定行動援護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、 ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 イ 当該事業の経営者が提供する指定行動援護の内容 ウ 当該指定行動援護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 エ 指定行動援護の提供開始年月日 オ 指定行動援護に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面をその利用者に対し、交付しているか。 指定行動援護事業者は、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、当該利用者の承諾を得ているか。</p> <p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、当該指定行動援護の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定行動援護の提供量(契約支給量)、契約日等の必要な事項(受給者証記載事項)を記載しているか。 また、当該契約に係る指定行動援護の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定行動援護の量を記載しているか。</p>	支援法第43条第2項 都条例155第43条第2項 準用(第13条第1項) 都条例155第43条第2項 準用(第13条第2項) 社会福祉法第77条第1項 社会福祉法施行規則第16条第2項 障発1206001通知第三3(34) 準用(第三3(1)) 都条例155第43条第2項 準用(第14条第1項) 障発1206001通知第三の3(34) 準用(第三3(2)①)	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
3 提供拒否の禁止	<p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、指定行動援護の利用に係る契約を締結したときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定行動援護事業者は、利用に係る変更をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しているか。</p> <p>指定行動援護事業者は、正当な理由がなく指定行動援護の提供を拒んでいないか。 特に障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 なお、正当な理由がある場合とは</p> <p>(1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合</p> <p>(2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業実施地域外である場合</p> <p>(3) 当該事業者の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定行動援護を提供することが困難な場合</p> <p>(4) 入院治療が必要な場合をいう。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第14条第2項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第14条第3項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第14条第4項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第15条) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3 (3))</p>	
4 連絡調整に対する協力	<p>指定行動援護事業者は、指定行動援護の利用について区市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第16条) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(4))</p>	
5 サービス提供困難時の対応	<p>指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定行動援護を提供することが困難であると認める場合は、他の指定行動援護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第17条)</p>	
6 受給資格の確認	<p>指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供の開始に際し、支給決定障害者等の提示する受給者証によって、支給決定の有無及び有効期間、支給量等を確認しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第18条)</p>	
7 介護給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定行動援護事業者は、介護給付費の支給の申請をしていないことにより支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第19条第1項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
8 心身の状況等の把握	<p>(2) 指定行動援護事業者は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給の申請について、必要な援助を行っているか。</p> <p>指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第19条第2項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第20条)</p>	
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第21条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第21条第2項)</p>	
10 身分を証する書類の携行	<p>指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の従業者に身分を証する書類(証書や名札等)を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p> <p>証書等に当該指定行動援護事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第22条)</p> <p>障発1206001通知 第三の3(34)</p> <p>準用(第三の3(8))</p>	
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護を提供した際は、当該指定行動援護の提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、サービスの提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、(1)の規定による記録に際し、支給決定障害者等から指定行動援護の提供を受けたことについて確認を受けているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第23条第1項)</p> <p>障発1206001通知 第三の3(34)</p> <p>準用(第三の3(9)①)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第23条第2項)</p>	
12 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定行動援護事業者が指定行動援護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を直接向上させるものであって、かつ当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当である場合に限られているか。</p> <p>13の(1)から(3)に規定する額の他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第24条第1項)</p> <p>障発1206001通知 第三の3(34)</p> <p>準用(第三の3(10))</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
13 利用者負担額等の受領	<p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。(ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p> <p>※ 指定行動援護事業者は、利用者の便益を直接向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。</p> <p>ア 指定行動援護のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。</p> <p>イ 利用者等に求める金額、その用途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。</p>	都条例155 第43条第2項 準用(第24条第2項)	
	<p>(1) 指定行動援護事業者は、法定代理受領を行う指定行動援護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定行動援護に係る利用者負担額として、支援法29条第3項第2号に規定する政令で定める額(政令で定める額よりも、サービス提供に要した費用の1割相当額の方が低い場合は、1割相当額)の支払を受けているか。 また、支援法第31条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、区市町村が定める額を利用者負担額としているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、法定代理受領を行わない指定行動援護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定行動援護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けているか。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、(1)及び(2)において支給決定障害者等から支払を受ける額のほか、当該支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定行動援護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払いを支給決定障害者等から受けているか。</p> <p>(4) 指定行動援護事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定行動援護事業者は、(3)の交通費に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び交通費について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第25条第1項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(11)①)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第25条第2項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第25条第3項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第25条第4項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第25条第5項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
14 利用者負担額に係る管理	<p>指定行動援護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定行動援護事業者が提供する指定行動援護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定行動援護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定行動援護及び他の指定障害福祉サービス等につき支援法第29条第3項（支援法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定行動援護事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	都条例155 第43条第2項 準用（第26条）	
15 介護給付費等の額に係る通知等	<p>(1) 指定行動援護事業者は、法定代理受領により区市町村から指定行動援護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、法定代理受領を行わない指定行動援護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定行動援護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	都条例155 第43条第2項 準用（第27条第1項） 都条例155 第43条第2項 準用（第27条第2項）	
16 指定行動援護の基本取扱方針	<p>(1) 指定行動援護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、提供された指定行動援護については、目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、行動援護計画の見直しを行うなど、その改善を図っているか。</p>	都条例155 第43条第2項 準用（第28条第1項） 都条例155 第43条第2項 準用（第28条第2項） 障発1206001通知 第三の3(34) 準用（第三の3 (14)）	
17 指定行動援護の具体的な取扱方針	<p>指定行動援護事業所の従業者が提供する指定同行援護の方針は次に掲げるところとなっているか。</p> <p>(1) 指定行動援護の提供に当たっては、行動援護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定行動援護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、指定行動援護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定行動援護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。</p> <p>(4) 指定行動援護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定行動援護の提供を行っているか。</p>	都条例155 第43条第2項 準用（第29条第1号） 都条例155 第43条第2項 準用（第29条第1号） 都条例155 第43条第2項 準用（第29条第2号） 都条例155 第43条第2項 準用（第29条第3号）	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
18 行動援護計画の作成	<p>(5) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。</p> <p>(1) サービス提供責任者は、利用者又は当該利用者である障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的な指定行動援護の内容等を記載した行動援護計画を作成しているか。</p> <p>(2) サービス提供責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定行動援護事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含め、行動援護計画の原案を作成し、行動援護計画に基づく支援を実施しているか。</p> <p>(3) サービス提供責任者は、行動援護計画の目標や内容等について、利用者及びその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っているか。</p> <p>(4) 行動援護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、行動援護の提供によって解決すべき課題を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにしているか。</p> <p>(5) サービス提供責任者は、行動援護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者にその内容を説明するとともに、当該行動援護計画を遅滞なく交付しているか。</p> <p>(6) サービス提供責任者は、行動援護計画作成後においても、当該行動援護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該行動援護計画の変更を行っているか。 また、サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが行動援護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行っているか。</p> <p>(7) 行動援護計画に変更のあった場合、（1）及び（5）に準じて取り扱っているか。</p> <p>(8) サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、当該利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるように努めているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用（第29条第4号）</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第10条第2項）</p> <p>障発1206001通知 第三の3(34) 準用（第三の3 (16)）</p> <p>障発1206001通知 第三の3(34) 準用（第三の3（16） ①）</p> <p>障発1206001通知 第三の3(34) 準用（第三の3（16） ②）</p> <p>都条例155第43条第2項 準用（第10条第3項） 障発1206001通知 第三の3(34) 準用（第三の3（16） ③）</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第10条第4項） 障発1206001通知 第三の3(34) 準用（第三の3（16） ④）</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第10条第4項）</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第10条第5項）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
19 同居家族に対するサービス提供の禁止	指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の従業者に、利用者が当該従業者の同居の家族である場合、当該利用者に対する指定行動援護の提供をさせてはいないか。	都条例155 第43条第2項 準用(第31条)	
20 緊急時等の対応	指定行動援護事業所の従業者は、現に指定行動援護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第32条) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3 (17))	
21 支給決定障害者等に関する区市町村への通知	指定行動援護事業者は、指定行動援護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第33条)	
22 管理者及びサービス提供責任者の責務	(1) 指定行動援護事業所の管理者は、当該指定行動援護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行っているか。 (2) 指定行動援護事業所の管理者は、当該指定行動援護事業所の従業者に、都条例155(指定障害福祉サービス条例)第2章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 (3) サービス提供責任者は、18に規定する業務のほか、指定行動援護事業所に対する指定行動援護の利用申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行っているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第9条第1項) 都条例155 第43条第2項 準用(第9条第2項) 都条例155 第43条第2項 準用(第10条第1項)	
23 運営規程	指定行動援護事業者は、各指定行動援護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定行動援護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 (8) 虐待の防止のための措置に関する事項 (9) その他事業の運営に関する重要事項	都条例155 第43条第2項 準用(第11条)	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
24 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定行動援護事業者は、利用者に対し、適切な指定行動援護を提供できるよう、各指定行動援護事業所において、当該指定行動援護事業所の従業員の勤務体制を定めているか。 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、各指定行動援護事業所において、当該指定行動援護事業所の従業員によって指定行動援護を提供しているか。 指定行動援護事業所の従業員は雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業員であるか。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 研修機関が実施する研修や当該指定行動援護事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(4) 指定行動援護事業者は、適切な指定行動援護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第12条第1項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(22) ①)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第12条第2項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(22) ②)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第12条第3項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(22) ③)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第12条第4項)</p>	
24の2 業務継続計画の策定等	<p>(1) 指定行動援護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定行動援護の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行っているか。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第12条の2第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第12条の2第2項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第12条の2第3項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
25 衛生管理等	<p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所における感染症の発生又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催すること。なお、委員会はテレビ装置等を活用して行うことができるものとする。 また、その結果について、従業者に十分に周知すること。</p> <p>イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。 また、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第34条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第34条第2項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(24) ①)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第34条第3項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(24) ②)</p>	
26 掲示	<p>指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示等(備え付けによる閲覧も可)しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第35条)</p>	
27 秘密保持等	<p>(1) 管理者及び指定行動援護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、管理者及び従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、他の指定行動援護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第36条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第36条第2項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第36条第3項)</p>	
28 情報の提供等	<p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定行動援護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、当該指定行動援護事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第37条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第37条第2項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
29 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定行動援護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定行動援護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第38条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第38条第2項)</p>	
30 苦情解決	<p>(1) 指定行動援護事業者は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等について記録しているか。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、その提供した指定行動援護に関し、支援法第10条第1項の規定により区市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定行動援護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定行動援護事業者は、その提供した指定行動援護に関し、支援法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定行動援護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力し、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定行動援護事業者は、その提供した指定行動援護に関し、支援法第48条第1項の規定により都道府県知事又は区市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定行動援護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は区市町村長が行う調査に協力し、都道府県知事又は区市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定行動援護事業者は、都道府県知事、区市町村又は区市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、区市町村又は区市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定行動援護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんのできる限り協力しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第39条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第39条第2項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第39条第3項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第39条第4項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第39条第5項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第39条第3～5項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第39条第6項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
31 事故発生時の対応	<p>(1) 指定行動援護事業者は、利用者に対する指定行動援護の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。</p> <p>なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。</p> <p>ア 死亡事故（誤嚥によるもの等）</p> <p>イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く）</p> <p>ウ（イ以外の）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故</p> <p>エ 薬の誤与薬（誤与薬後、利用者の様子に変化がある場合は要報告）</p> <p>オ 無断外出</p> <p>カ 感染症の集団感染</p> <p>キ 送迎中の事故及び送迎車両の車内への利用者の置き去り事故</p> <p>ク 事件性のあるもの（職員による暴力事件等）</p> <p>ケ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの</p> <p>コ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流出等）</p> <p>サ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等）</p> <p>シ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、利用者に対する指定行動援護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第40条第1項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用（第三の3(30)） 令和8年4月30日付8福祉障発第298号「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について」(通知)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第40条第2項)</p>	
32 身体的拘束等の禁止	<p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束」という。）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催すること。なお、委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</p> <p>また、その結果について、従業者十分に周知すること。</p> <p>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</p>	<p>都条例155 第43条2項 準用（第35条の2第1項）</p> <p>都条例155 第43条2項 準用（第35条の2第2項）</p> <p>都条例155 第43条2項 準用（第35条の2第3項） 規則175第4条の3</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
33 虐待等の禁止	<p>指定行動援護事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催すること。 なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</p> <p>イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>ウ ア及びイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>都条例155 第43条2項 準用(第40条の2) 規則175第4条の4 令和8年4月30日付8福祉障施第299号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について」 (通知)</p>	
34 会計の区分	<p>指定行動援護事業者は、各指定行動援護事業所において経理を区分するとともに、指定行動援護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第41条)</p>	
35 記録の整備	<p>(1) 指定行動援護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、利用者に対する指定行動援護の提供に関する記録を整備し、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から5年間保存しているか。</p> <p>ア 11に規定する指定行動援護の提供に係る記録 イ 18に規定する行動援護計画 ウ 30に規定する苦情の内容等に係る記録 エ 21に規定する区市町村への通知に係る記録 オ 32に規定する身体的拘束等の記録</p>	<p>都条例155 第43条第2項 第43条第2項</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第42条第2項)</p>	
36 その他	<p>(1) 送迎バス等一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所)ごとに、安全運転管理者の選任等を行っているか。</p>	<p>道路交通法第74条の3 道路交通法施行規則 第9条の9, 10</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
第6 介護給付費の算定 及び取扱い 1 基本事項	指定行動援護事業者は、介護給付費等の請求等に関して、福祉サービスの提供実績、各種加算事項等に基づき、正しく請求しているか。	支援法第29条第3項 平18厚労告523 平18厚労告539 障発1031001通知 平18厚労告543 平18厚労告546	

指 導 検 査 基 準（ 指 定 重 度 障 害 者 等 包 括 支 援 ）

○根拠法令

「支援法」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）

「都条例155」＝東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）

「都規則175」＝東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第175号）

「障発1206001通知」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）

「平18厚労告523」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）

「平18厚労告548」＝厚生労働大臣が定める者（平成18年9月29日厚生労働省告示第548号）

「平18厚労告543」＝厚生労働大臣が定める基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第543号）

「障発1031001通知」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
第1 基本方針	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者又は当該利用者である障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は利用者である障害児の保護者の立場に立った指定重度障害者等包括支援の提供に努めているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援の事業は、常時介護を要する利用者であって、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものであるか。</p>	<p>都条例155 第3条第2項</p> <p>都条例155 第3条第3項 令和8年4月30日付8福祉障発第299号 「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について」（通知）</p> <p>都条例155 第111条</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者の員数</p> <p>2 サービス提供責任者</p> <p>3 管理者</p>	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者を除く）又は指定障害者支援施設の人員に関する基準を満たしているか。</p> <p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、複数の障害福祉サービスを必要とする重度の利用者の多様なニーズに対して、臨機応変に対応することが求められ、適切な重度障害者等包括支援計画の作成や総合的なサービス調整が必要であることから、指定重度障害者等包括支援事業者ごとに、サービス提供責任者を1人以上置いているか。</p> <p>(2) サービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として、次のいずれにも該当する者か。 ア 相談支援専門員 イ 重度障害者等包括支援利用者に対する入浴、排泄、食事等の介護その他これに準ずる業務に3年以上従事した経験を有する者</p> <p>(3) 1人以上は常勤となっているか。</p> <p>指定重度障害者等包括支援事業者は、各指定重度障害者等包括支援事業所において専ら当該指定重度障害者等包括支援事業者の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 （ただし、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は当該指定重度障害者等包括支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。） 他の職務との兼務は適切か。</p>	<p>支援法第43条第1項</p> <p>都条例155第112条第1項</p> <p>都条例155第112条第2項 障発1206001通知第七の1の(1)①</p> <p>都条例155第112条第3項 障発1206001通知第七の1の(1)①</p> <p>都条例155第112条第4項</p> <p>都条例155第113条 準用(第6条)</p>	
<p>第3 設備に関する基準</p> <p>設備及び備品等</p>	<p>指定重度障害者等包括支援事業所は、指定重度障害者等包括支援事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定重度障害者等包括支援の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。</p> <p>(1) 専用の事務室を設けているか。他の事業と同一の事務室である場合は、事業を行うための区画が明確に特定されているか。</p> <p>(2) 利用申込みの受付、相談等のスペースを確保しているか。</p> <p>(3) 必要な設備及び備品等を確保しているか。 （特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。）</p>	<p>支援法第43条第2項</p> <p>都条例155第114条 準用(第8条第1項) 障発1206001通知第七の2準用(第三の2)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 実施主体</p> <p>2 事業所の体制</p> <p>3 障害福祉サービスの提供に係る基準</p> <p>4 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者を除く。）又は指定障害者支援施設となっているか。</p> <p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に随時対応できる体制を有しているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業所は、自ら又は第1の(3)の規定にのっとり障害福祉サービスを提供できる者に委託することにより、二以上の障害福祉サービスを提供出来る体制を有しているか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業所は、その事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有しているか。</p> <p>(1) 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を自ら又は提供者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第135号)又は東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第137号)に規定する基準を満たしているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所又は委託を受けた提供者の従事者に、利用者が当該従業者の同居の家族である場合は、当該利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。）の提供をさせていないか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活援助に限る。）を自ら又は提供者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、当該障害福祉サービスごとにこの条例(都条例155)に規定する基準を満たしているか。</p> <p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、支給決定障害者等が指定重度障害者等包括支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定重度障害者等包括支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p>	<p>支援法第43条第2項</p> <p>都条例155第115条</p> <p>都条例155第116条第1項</p> <p>都条例155第116条第2項</p> <p>都条例155第116条第3項</p> <p>都条例155第117条第1項</p> <p>都条例155第117条第2項</p> <p>都条例155第117条第3項</p> <p>都条例155第121条準用(第13条第1項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
5 契約支給量の報告等	<p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者が社会福祉事業の経営者である場合は、利用者との間で当該指定重度障害者等包括支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>イ 当該事業の経営者が提供する指定重度障害者等包括支援の内容</p> <p>ウ 当該指定重度障害者等包括支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>エ 指定重度障害者等包括支援の提供開始年月日</p> <p>オ 指定重度障害者等包括支援に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面をその利用者に対し、交付しているか。</p> <p>指定重度障害者等包括支援事業者は、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用者の承諾を得ているか。</p> <p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、当該事業者及びその事業所の名称、当該指定重度障害者等包括支援の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定重度障害者等包括支援の提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。</p> <p>また、当該契約に係る指定重度障害者等包括支援の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定重度障害者等包括支援の量を記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に対して、遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用に係る変更をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に対して、遅滞なく報告しているか。</p>	<p>都条例155第121条 第121条 準用（第13条第2項） 社会福祉法 第77条第1項 社会福祉法施行規則 第16条第2項 障発1206001通知 第七の3（7） 準用（第三の3（1））</p> <p>都条例155第121条 準用（第14条第1項） 障発1206001通知 第七の3（7） 準用（第三の3（2） ①）</p> <p>都条例155第121条 準用（第14条第2項）</p> <p>都条例155第121条 準用（第14条第3項）</p> <p>都条例155第121条 準用（第14条第4項）</p>	
6 提供拒否の禁止	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、正当な理由がなく指定重度障害者等包括支援の提供を拒んでいないか。特に、障害程度区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。なお、正当な理由とは</p> <p>(1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じられない場合。</p> <p>(2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合。</p> <p>(3) 当該事業者の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申し込みがあった場合その他以外の申込みであって、利用申込者に対し自ら適切な指定重度障害者等包括支援を提供することが困難な場合。</p>	<p>都条例155第121条 準用（第15条） 障発1206001通知 第七の3（7） 準用（第三の3（3））</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
7 連絡調整に対する協力	(4) 入院治療が必要な場合をいう。 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の利用について区市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整に、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しているか。	都条例155第121条準用(第16条) 障発1206001通知第七の3(7)準用(第三の3(4))	
8 サービス提供困難時の対応	指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定重度障害者等包括支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定重度障害者等包括支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	都条例155第121条準用(第17条)	
9 受給資格の確認	指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供の開始に際し、支給決定障害者等の提示する受給者証によって、支給決定の有無及び有効期間、支給量等を確認しているか。	都条例155第121条準用(第18条)	
10 介護給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、介護給付費の支給の申請をしていないことにより支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給の申請について、必要な援助を行っているか。	都条例155第121条準用(第19条第1項) 都条例155第121条準用(第19条第2項)	
11 心身の状況等の把握	指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	都条例155第121条準用(第20条)	
12 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。 (2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	都条例155第121条準用(第21条第1項) 都条例155第121条準用(第21条第2項)	
13 身分を証する書類の携行	指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に身分を証する書類(証書や名札等)を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 証書等に当該指定重度障害者等包括支援事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。	都条例155第121条準用(第22条) 障発1206001通知第七の3(7)準用(第三の3(8))	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
14 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援を提供した際は、当該指定重度障害者等包括支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、サービスの提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定重度障害者等包括支援の提供を受けたことについて確認をしているか。</p>	<p>都条例155第121条 準用(第23条第1項) 障発1206001通知 第七の3(7) 準用(第三の3(9) ①)</p> <p>都条例155第121条 準用(第23条第2項)</p>	
15 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者が指定重度障害者等包括支援を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が利用者の便益を直接向上させるものであって、かつ、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 16の(1)から(3)に規定する額その他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。(ただし、16の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p> <p>※指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。</p> <p>ア 指定重度障害者等包括支援のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。 イ 利用者等に求める金額、その用途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。</p>	<p>都条例155第121条 準用(第24条第1項) 障発1206001通知 第七の3(7) 準用(第三の3 (10))</p> <p>都条例155第121条 準用(第24条第2項)</p>	
16 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、法定代理受領を行なう指定重度障害者等包括支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定重度障害者等包括支援に係る利用者負担額として、重度障害者等包括支援サービス費の基準額の1割(ただし、支援法第31条の規定の適用により介護給付費の給付率が9割でない場合については、それに応じた割合とし、負担上限月額を上限とする。)の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、法定代理受領を行わない指定重度障害者等包括支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けているか。</p>	<p>都条例155第121条 準用(第25条第1項) 障発1206001通知 第七の3(7) 準用(第三の3(11) ①)</p> <p>都条例155第121条 準用(第25条第2項)</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
	<p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、(1)及び(2)において支給決定障害者等から支払を受ける額のほか、当該支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定重度障害者等包括支援を提供する場合、それに要した交通費の額の支払いを支給決定障害者等から受けているか。</p> <p>(4) 指定重度障害者等包括支援事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定重度障害者等包括支援事業者は、(3)の交通費に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び交通費について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。</p>	<p>都条例155第121条準用(第25条第3項)</p> <p>都条例155第121条準用(第25条第4項)</p> <p>都条例155第121条準用(第25条第5項)</p>	
17 介護給付費等の額に係る通知等	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、法定代理受領により区市町村から指定重度障害者等包括支援に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、法定代理受領を行わない指定重度障害者等包括支援に指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定重度障害者等包括支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>都条例155第121条準用(第27条第1項)</p> <p>都条例155第121条準用(第27条第2項)</p>	
18 指定重度障害者等包括支援の取扱方針	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、重度障害者等包括支援計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が画一的なものとならないように配慮しているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(4) 指定重度障害者等包括支援事業者は、提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常に改善を図っているか。</p>	<p>都条例155第120条第1項</p> <p>都条例155第120条第2項</p> <p>都条例155第120条第3項</p> <p>都条例155第120条第4項</p>	
19 重度障害者等包括支援計画の作成	<p>(1) サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画(利用者又は当該利用者である障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援計画を作成しているか。 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画の作成に当たっては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により担当者から専門的な見地からの意見を求めているか。</p>	<p>都条例155第118条第1項</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
	<p>(2) サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族に対してその内容を説明し、当該重度障害者等包括支援計画を利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に交付しているか。</p> <p>(3) サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画作成後に、当該重度障害者等包括支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該重度障害者等包括支援計画の変更を行っているか。 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画の変更の際も(1)から(2)に準じて取り扱っているか。</p> <p>(4) サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、当該利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるように努めているか。</p>	<p>都条例155 第118条第2項</p> <p>都条例155 第118条第3項</p> <p>都条例155 第121条第1項 準用（第10条第5項）</p>	
20 緊急時等の対応	<p>指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、現に指定重度障害者等包括支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例155第121条 準用（第32条） 障発1206001通知 第七の3（7） 準用（第三の3 （17））</p>	
21 支給決定障害者等に関する区市町村への通知	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p>	<p>都条例155第121条 準用（第33条）</p>	
22 管理者の責務	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業所の管理者は、当該指定重度障害者等包括支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業所の管理者は、サービス提供責任者に当該指定重度障害者等包括支援に係る個別支援計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業所の管理者は、当該指定重度障害者等包括支援事業所の従業者に、都条例155（指定障害福祉サービス条例）第6章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>都条例155第121条 準用（第53条第1項）</p> <p>都条例155第121条 準用（第53条第2項）</p> <p>都条例155第121条 準用（第53条第3項）</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
23 運営規程	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、各指定重度障害者等包括支援事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数 (4) 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 事業の主たる対象とする利用者 (8) 虐待の防止のための措置に関する事項 (9) その他事業の運営に関する重要事項 	都条例155第119条	
23の2 業務継続計画の策定等	<ol style="list-style-type: none"> (1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供を継続に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 (2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。 (3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 	<p>都条例155第121条 準用（第12条の2第1項）</p> <p>都条例155第121条 準用（第12条の2第2項）</p> <p>都条例155第121条 準用（第12条の2第3項）</p>	
24 衛生管理等	<ol style="list-style-type: none"> (1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所の従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 (2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 手指を洗淨するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。 	<p>都条例155第121条 準用（第34条第1項）</p> <p>都条例155第121条 準用（第34条第2項） 障発1206001通知 第七の3（7） 準用（第三の3 （24））</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、当該指定重度障害者等包括支援事業所における感染症の発生又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催すること。 なお、委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 また、その結果について、従業者に十分に周知すること。</p> <p>イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。 また、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p>	都条例155第121条 準用(第34条第3項)	
25 掲 示	指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示等（備え付けによる閲覧も可）しているか。	都条例155第121条 準用(第35条)	
26 秘密保持等	<p>(1) 管理者及び指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、管理者及び従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、他の指定重度障害者等包括支援事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	都条例155第121条 準用(第36条第1項) 都条例155第121条 準用(第36条第2項) 都条例155第121条 準用(第36条第3項)	
27 情報の提供等	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定重度障害者等包括支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、当該指定重度障害者等包括支援事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	都条例155第121条 準用(第37条第1項) 都条例155第121条 準用(第37条第2項)	
28 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行なう者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定重度障害者等包括支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行なう者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	都条例155第121条 準用(第38条第1項) 都条例155第121条 準用(第38条第2項)	
29 苦情解決	(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置その他の必要な措置を講じているか。	都条例155第121条 準用(第39条第1項)	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
	<p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等について記録しているか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供した指定重度障害者等包括支援に関し、支援法第10条第1項の規定により区市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定重度障害者等包括支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。また指定重度障害者等包括支援事業者は、都道府県知事、区市町村又は区市町村長から求めがあった場合には、改善の内容を都道府県知事、区市町村又は区市町村長に報告しているか。</p> <p>(4) 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供した指定重度障害者等包括支援に関し、支援法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定重度障害者等包括支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力し、当該都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 また指定重度障害者等包括支援事業者は、都道府県知事、区市町村又は区市町村長から求めがあった場合には、改善の内容を都道府県知事、区市町村又は区市町村長に報告しているか。</p> <p>(5) 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供した指定重度障害者等包括支援に関し、支援法第48条第1項の規定により都道府県知事又は区市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定重度障害者等包括支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は区市町村長が行う調査に協力し、当該都道府県知事又は区市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定重度障害者等包括支援事業者は、都道府県知事、区市町村又は区市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、区市町村又は区市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定重度障害者等包括支援事業者は、社会福祉法第85条の規定による運営適正化委員会が調査又はあっせんのできる限り協力しているか。</p>	<p>都条例155第121条 準用(第39条第2項)</p> <p>都条例155第121条 準用(第39条第3項)</p> <p>都条例155第121条 準用(第39条第4項)</p> <p>都条例155第121条 準用(第39条第5項)</p> <p>都条例155第121条 準用(第39条第3～5 項)</p> <p>都条例155第121条 準用(第39条第6項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
30 事故発生時の対応	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じているか。また、指定重度障害者等包括支援事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。 ア 死亡事故（誤嚥によるもの等） イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く） ウ （イ以外の）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故 エ 薬の誤与薬（誤与薬後、利用者の様子に変化がある場合は要報告） オ 無断外出 カ 感染症の集団感染 キ 送迎中の事故及び送迎車両の車内への利用者の置き去り事故 ク 事件性のあるもの（職員による暴力事件等） ケ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの コ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流出等） サ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等） シ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p>	<p>都条例155第121条 準用(第40条第1項) 令和8年4月30日付8福祉障施第298号「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について」(通知)</p> <p>都条例155第121条 準用(第40条第2項)</p>	
31 身体的拘束等の禁止	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束」という。）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様および期間、その際の利用者の心身の状況並びに理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 身体拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催すること。なお、委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること、 ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>	<p>都条例155第121条 準用（第35条の2第1項）</p> <p>都条例155第121条 準用（第35条の2第2項）</p> <p>都条例155第121条 準用（第35条の2第3項） 規則175第4条の3</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
32 虐待等の禁止	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催すること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</p> <p>イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>ウ ア及びイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>都条例155第121条 準用(第40条の2) 規則175第4条の4 令和8年4月30日付8福祉障施第299号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について」 (通知)</p>	
33 会計の区分	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、各指定重度障害者等包括支援事業所において経理を区分するとともに、指定重度障害者等包括支援の事業の会計をその他の事業の会計とを区分しているか。</p>	<p>都条例155第121条 準用(第41条)</p>	
34 記録の整備	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供に関する記録を整備し、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から5年間保存しているか。</p> <p>ア 14に規定する指定重度障害者等包括支援の提供に係る記録</p> <p>イ 19に規定する重度障害者等包括支援計画</p> <p>ウ 29に規定する苦情の内容等に係る記録</p> <p>エ 21に規定する区市町村への通知に係る記録</p> <p>オ 31に規定する身体的拘束等の記録</p>	<p>都条例155第121条 準用(第42条第1項)</p> <p>都条例155第121条 準用(第42条第2項)</p>	
35 その他	<p>(1) 送迎バス等一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所)ごとに、安全運転管理者の選任等を行っているか。</p>	<p>道路交通法第74条の3 道路交通法施行規則 第9条の9,10</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
<p>第5 届出等</p> <p>1 変更の届出</p> <p>2 業務管理体制の整備</p>	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、法施行規則第34条の23第1項第5号に掲げる事項（法施行規則第34条の12第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第5号から第9号まで及び12号に掲げる事項）に変更があったときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>※ 指定重度障害者等包括支援事業者が変更の届出を要する事項</p> <p>(1) 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地</p> <p>(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>(3) 申請者の登記事項証明書又は条例等</p> <p>(4) 提供する障害福祉サービスの種類</p> <p>(5) 第三者に委託することにより提供する障害福祉サービスがあるときは、当該障害福祉サービスの種類並びに当該第三者の事業所の名称及び所在地</p> <p>(6) 事業所の平面図</p> <p>(7) 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>(8) 運営規程</p> <p>(9) 第4の2の(3)の医療機関との協力体制の概要</p> <p>(10) 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項</p> <p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法又は支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所及び施設の数が1以上20未満の指定事業者等</p> <p>(ア) 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所及び施設の数が20以上100未満の指定事業者等</p> <p>(ア) 法令遵守責任者を選任しているか。</p> <p>(イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所及び施設の数100以上の指定事業者等</p> <p>(ア) 法令遵守責任者の選任をしているか。</p> <p>(イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>(ウ) 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p>	<p>支援法第46条第1項 支援法施行規則第34条の23第1項第5号 支援法施行規則第34条の12第1項</p> <p>支援法第42条第3項 支援法第51条の2第1項 支援法規則第34条の27</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>第6 介護給付費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本事項</p>	<p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、都知事に対し、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。(指定事業所若しくは施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等を除く。)また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 指定事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所及び施設の数に20以上の指定事業者等に限定する。）</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所及び施設の数に100以上の指定事業者等に限定する。）</p> <p>また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p> <p>指定重度障害者等包括支援事業者は、介護給付費等の請求等に関して、福祉サービスの提供実績、各種加算事項等に基づき、正しく請求しているか。</p>	<p>支援法第51条の2第2項 支援法規則第34条の28</p> <p>支援法第29条第3項 平18厚労告523 平18厚労告539 障発1031001通知 平18厚労告546 平18厚労告543</p>	